

# 第4次善通寺市 障がい者福祉基本計画



令和3年3月

善通寺市

第4次普通寺市障がい者福祉基本計画

令和3年3月 普通寺市

## はじめに



善通寺市では、平成23年3月に「第3次善通寺市障がい者福祉基本計画」を策定し、障がいや障がい者に対する理解の促進に取り組むとともに、障がい者一人ひとりが、地域社会の一員として、個性を活かし、地域活動や就労、教育、文化活動等に参加できるよう取り組んでまいりました。

この度、令和2年度末に計画期間が終了を迎えるに当たり、これまでの実績や課題、制度改正等による障がい者を取り巻く環境の変化や障がいのある方のニーズを踏まえ、新たに「第4次善通寺市障がい者福祉基本計画」を策定いたしました。

本計画では、前計画からの基本理念を継承し「障がいのある人もない人も地域社会でお互いを尊重しあい 誰もが安心して暮らせるまちづくり」と定め、障がいのある方が自らの意思により自分らしく生活できるまちづくりを推進し、共生社会の実現を目指していきます。

また今後、本計画を実効性のあるものにするためには、行政をはじめ、障がい福祉に携わっている方々、そして市民の皆さま一人ひとりが障がい福祉に意識を持ち、社会全体で取り組んでいくことが不可欠と考えておりますので、皆さまの一層の御支援、御協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定に当たり、多くの貴重な御意見、御提案を賜りました善通寺市障がい者福祉基本計画等策定委員会委員の皆さま並びに、障がい福祉関係団体等の皆さま、アンケート調査に御協力いただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和3年3月

善通寺市長 平岡政典

## もくじ

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 関連計画等との整合性	1
3. 計画期間	2
4. 計画の法令等の根拠	3
5. 計画策定の体制	3
第2章 善通寺市における障がい者等の現状	4
1. 善通寺市の障がい者施策の現状	4
2. 善通寺市の障がい者を巡る課題	13
第3章 施策体系	14
1. 計画の基本理念	14
2. 計画の基本目標	14
3. 計画の体系図	15
第4章 施策の展開	16
1. お互いが理解しあい、助け合う、地域共生社会の実現	16
2. 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり	20
3. ライフステージに応じた支援体制づくり	24
4. すべての人が安全で暮らしやすいまちづくり	29
第5章 ライフステージごとの施策展開	32
1. ライフステージにおける考え方	32
2. ライフステージごとの施策展開	33
第6章 計画の推進	36
1. 計画の進行管理	36
2. 連携体制の充実	36
資料編	37
1. 善通寺市障がい者福祉基本計画等策定委員会設置要綱	37
2. 善通寺市障がい者福祉基本計画等策定委員会委員名簿	39

# 第1章 計画の概要

---

## 1. 計画策定の背景

平成18年に国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、国では障がい者施策の制度改革が進められてきました。

平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下、「障害者総合支援法」という。)が施行され、障がい者施策において、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することが重要だと明記されました。その後、平成28年5月には「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が可決され、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援と高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。加えて、児童福祉法に「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことを背景に、都道府県、市町村において、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、平成30年度から新たに「障害児福祉計画」を策定することとなりました。

こうした中、本市においても、「障がいのある人もない人も 地域社会でお互いに尊重しあい 誰もが安心して暮らせる まちづくり」をめざして、平成23年に障害者基本法に基づく「第3次善通寺市障がい者福祉基本計画」、平成30年に障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第5期善通寺市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が地域社会でお互い尊重しながら、安心して暮らせるまちの実現をめざし、障がいのある人が慣れ親しんだ地域で自分らしく暮らすための様々な施策や福祉サービスの充実に取り組んできました。

これらの計画は相互に密接な関係があること、共生社会の実現に向けて障がい福祉施策を総合的に推進していく必要があることを踏まえ、この3つの計画を一体的に策定するものとします。

## 2. 関連計画等との整合性

本計画は、市の最上位計画となる善通寺市総合計画(令和2年度策定)、善通寺市地域福祉計画(令和元年度改定)との整合を保ちながら策定します。また、善通寺市高齢者福祉計画、善通寺市子ども・子育て支援事業計画など、本市における保健・福祉等に関連するほかの計画との連携を図りながら策定します。

### 3. 計画期間

障がい者福祉基本計画部分:令和3年度から令和12年度の10年間

障がい福祉計画・障がい児福祉計画:令和3年度から令和5年度の3年間

	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
総合計画	第6次計画(前期)					第6次計画(後期)				
地域福祉計画	(第3次)				(第4次)					
障がい者福祉基本計画	本計画(第4次)									
障がい福祉計画	(第6期)		(第7期)			(第8期)		(第9期)		
障がい児福祉計画	(第2期)		(第3期)			(第4期)		(第5期)		

## 4. 計画の法令等の根拠

### ○ 障がい者福祉基本計画

「障害者基本法」第11条第3項に基づく市町村障害者計画で、市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画です。

### ○ 障がい福祉計画

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)第88条第1項に基づき、成果目標や障がい福祉サービス等の必要な見込量等を表す計画です。

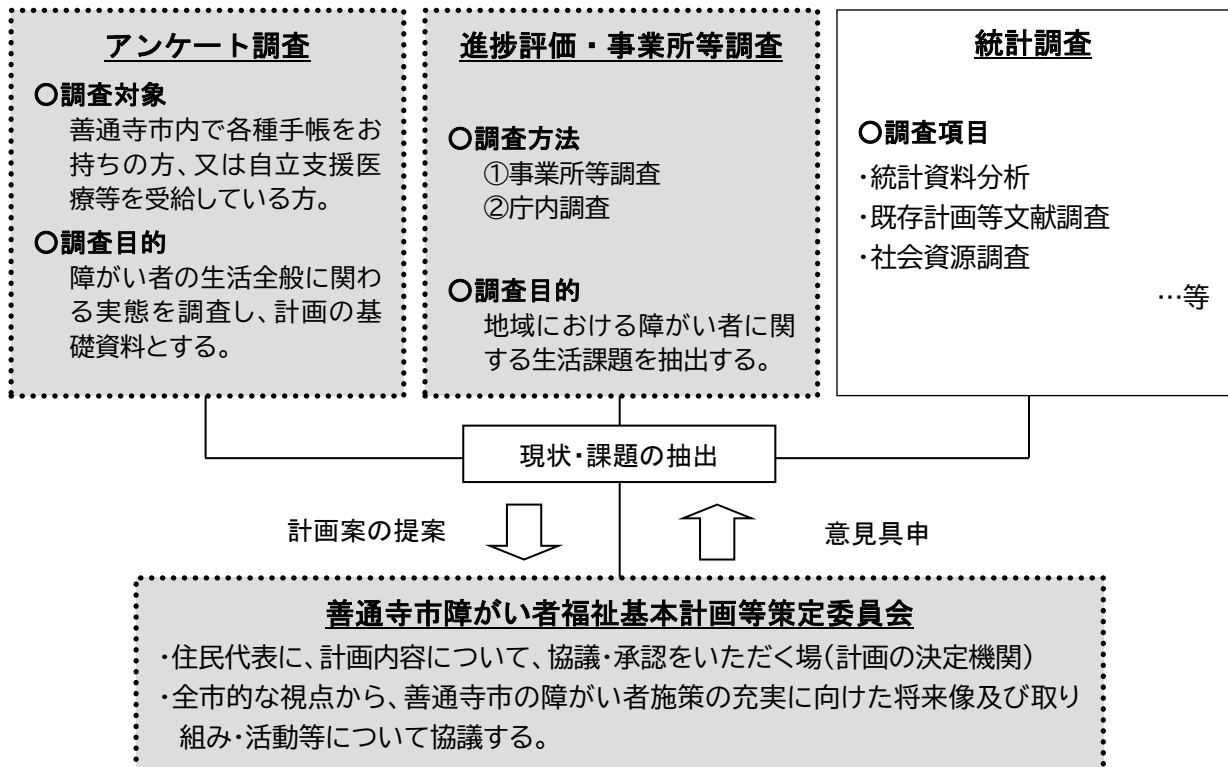
### ○ 障がい児福祉計画

「児童福祉法」第33条の20第1項に基づき、成果目標や障がい児福祉サービス等の必要な見込量等を表す計画です。

## 5. 計画策定の体制

本計画を策定するにあたって、障がい者に対するアンケート調査及び事業所等に対する調査を実施しました。

また、住民代表や有識者等からなる「善通寺市障がい者福祉基本計画等策定委員会」を設置し、専門的立場からご意見等をいただき、計画を策定しました。



## 第2章 善通寺市における障がい者等の現状

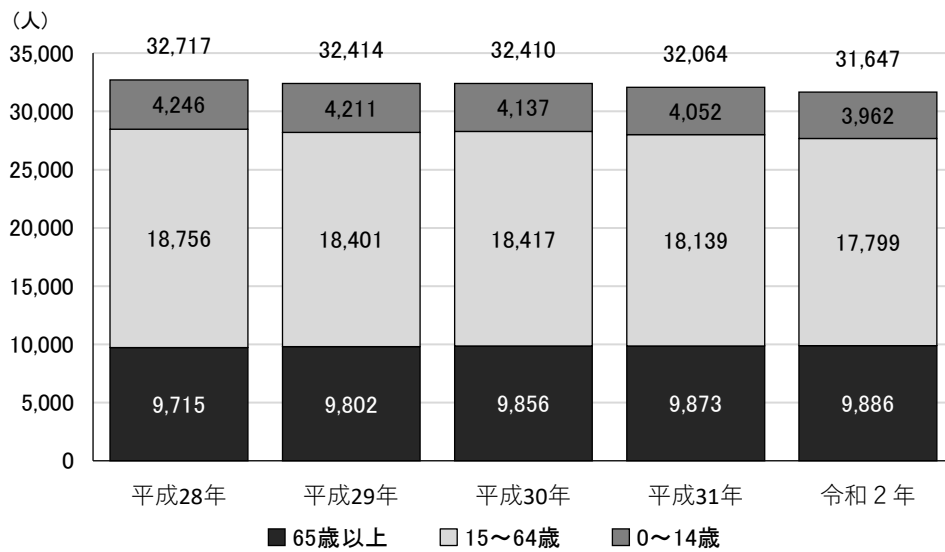
### 1. 善通寺市の障がい者施策の現状

#### (1) 人口と世帯数の状況

本市の人口をみると、減少傾向で推移しており、平成31年では32,064人と平成28年と比べて653人の減少となっています。

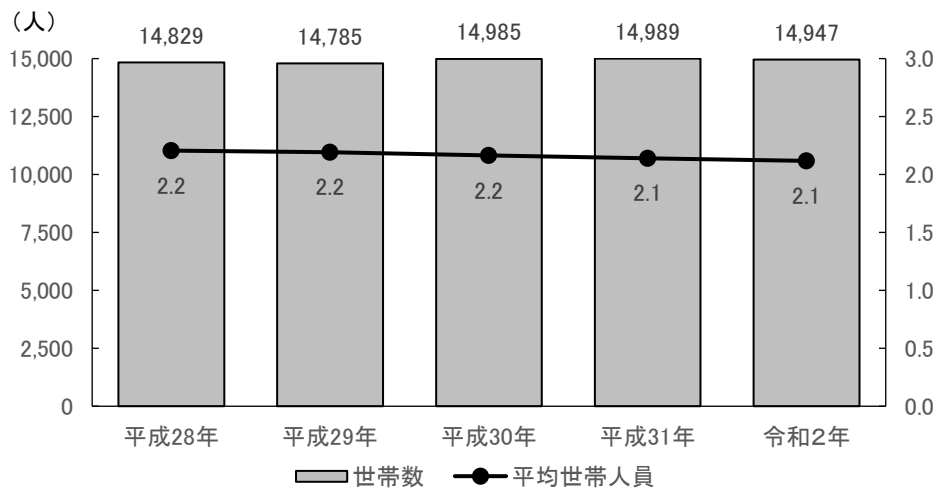
世帯数と平均世帯人員の推移をみると、世帯数は増加傾向である一方、総人口の減少に伴い、平均世帯人員は年々減少している状況です。

#### ■人口の推移



資料：住民基本台帳人口(各年4月1日時点)

#### ■世帯の推移



資料：住民基本台帳人口(各年4月1日時点)

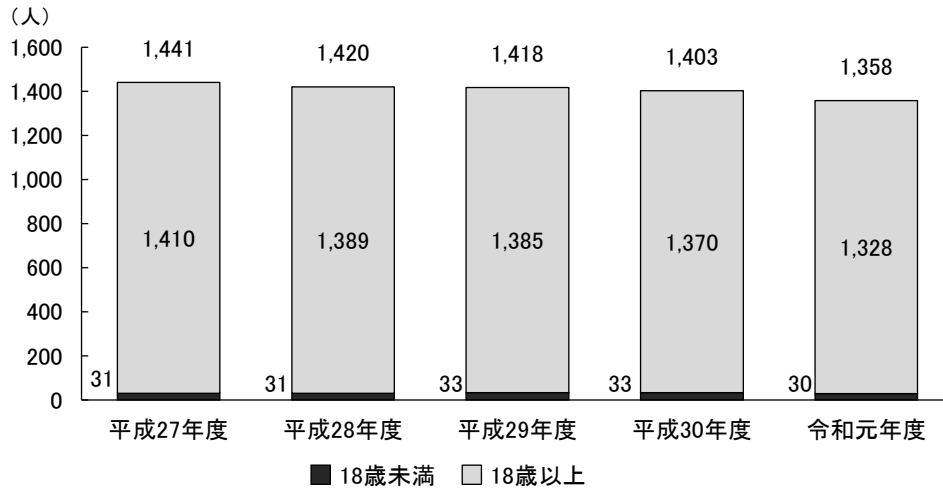


## (2) 障がい者の状況

### ① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、年々減少しており、令和元年度では1,358人となっています。18歳未満は概ね30人で推移しています。

#### ■ 身体障害者手帳所持者数の推移

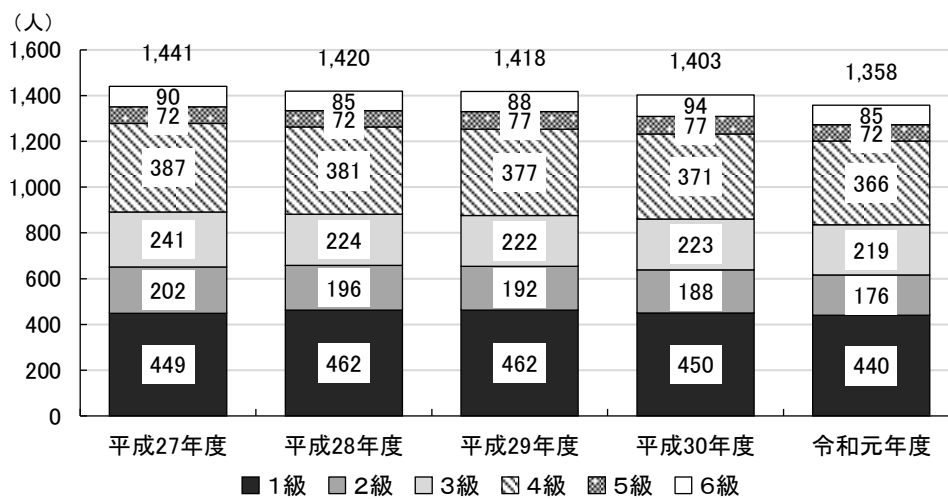


資料：善通寺市(各年度末の状況)

### ② 身体障害者手帳の等級別人数の推移

等級別にみると全体的に減少傾向で推移していますが、1級と6級の手帳所持者においては増減を繰り返しています。

#### ■ 身体障害者手帳の等級別人数の推移

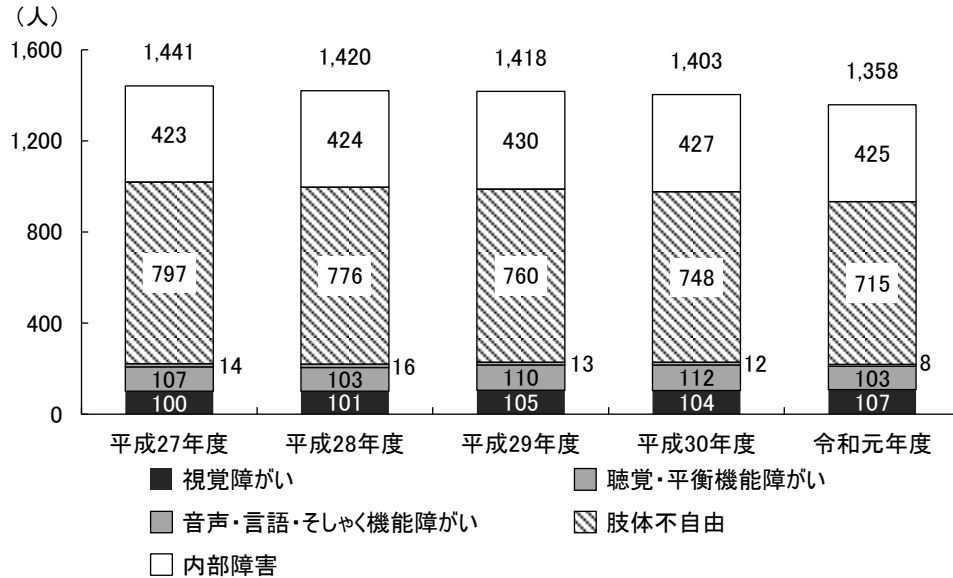


資料：善通寺市(各年度末の状況)

③ 身体障害者手帳所持者(障がいの種類別)の推移

障がい種別でみると、視覚障害、聴覚・平衡機能障害は横ばいで推移していますが、その他の障がい種別では減少傾向で推移しています。

■身体障害者手帳の所持者（障がい種別）の推移

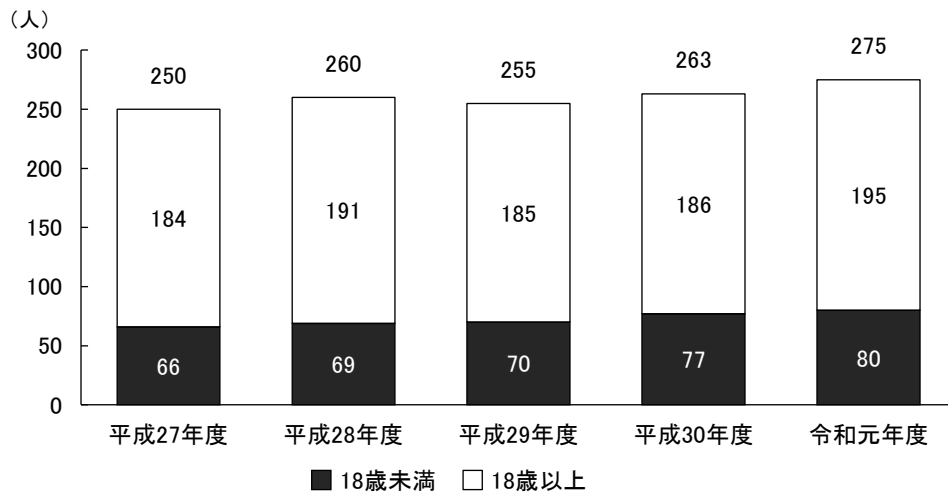


資料:善通寺市(各年度末の状況)

④ 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成27年度以降ほぼ横ばいであり、令和元年度では275人となっています。

■年齢別療育手帳所持者数の推移

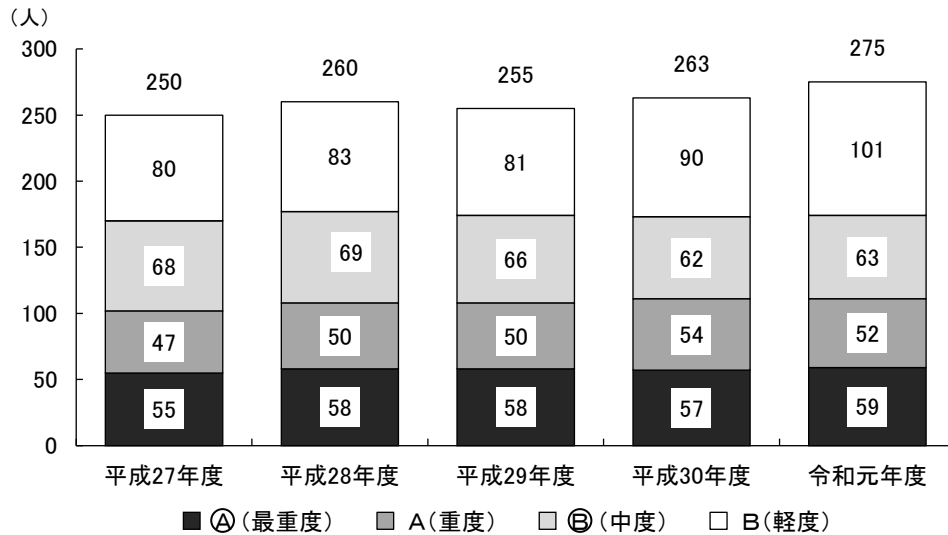


資料:善通寺市(各年度末の状況)

⑤ 療育手帳の判定別人数の推移

療育手帳所持者数を判定別で見ると、B（軽度）が増加しており、それ以外の判定では横ばい、若しくは減少傾向で推移しています。

■判定別療育手帳所持者数の推移

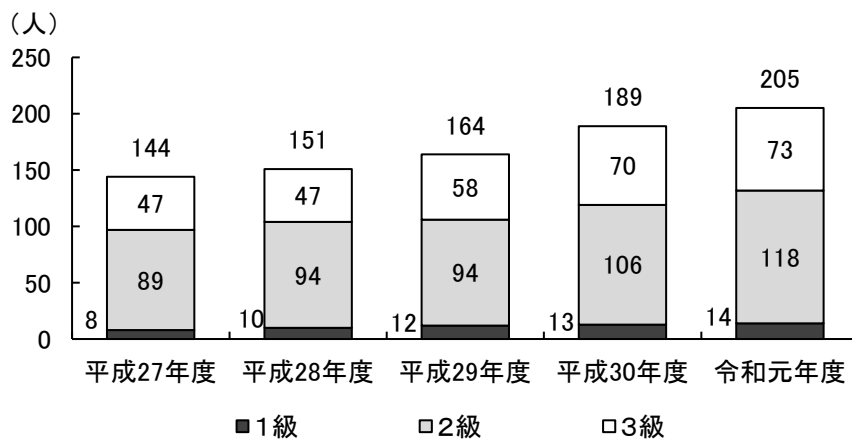


資料：善通寺市(各年度末の状況)

⑥ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全等級で増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別推移

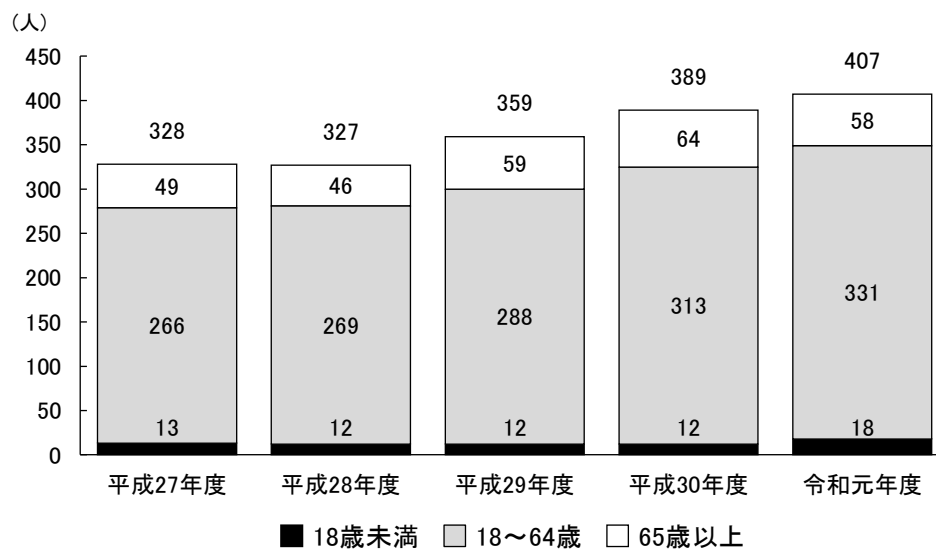


資料：善通寺市(各年度末の状況)

⑦ 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

自立支援医療(精神通院医療)受給者数は増加傾向で推移しており、令和元年度では407人となっています。年齢別でみると18~64歳で増加がみられます。

■ 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移



資料:普通寺市(各年度末の状況)

### (3) アンケート調査結果

本計画の策定にあたって、障がいのある人の生活実態やご要望・ご意見などを把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

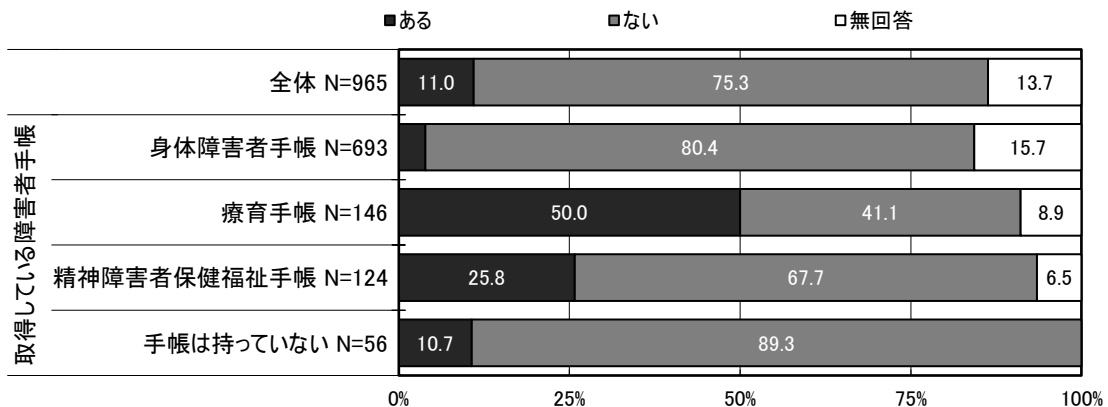
#### ■ アンケート調査の概要

調査対象者	令和2年8月1日現在、善通寺市に住んでいる各種障害者手帳をお持ちの方、又は精神通院医療費の利用者
調査数・調査方法	1,870人、郵送による配布・回収
調査期間	令和2年9月1日～令和2年9月14日
回収数	965人(回収率51.6%)

#### ① 発達障がいの状況

療育手帳所持者の半数が発達障がいと診断されています。また、手帳を持っていない人であっても、発達障がいが見られます。

#### ■ 発達障がいと診断されたことはありますか。

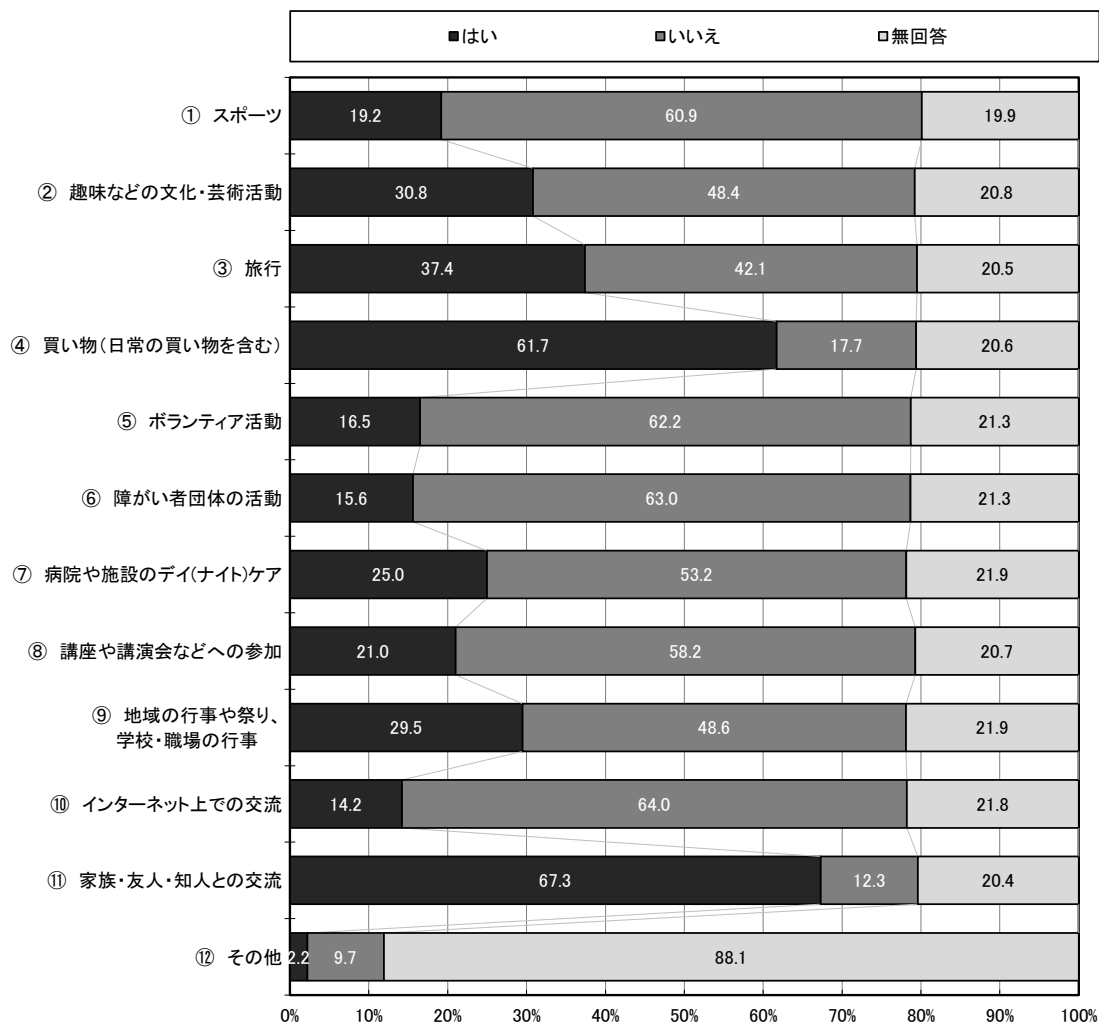


## ② 地域活動への参加

今後の活動の希望では、「家族・友人・知人との交流」や「買い物」「旅行」などが上位に上がっています。もっと自由に活動や交流ができる機会が望まれています。

### ■ 今後どのような活動に参加したいと思いますか。

(SA) N=965

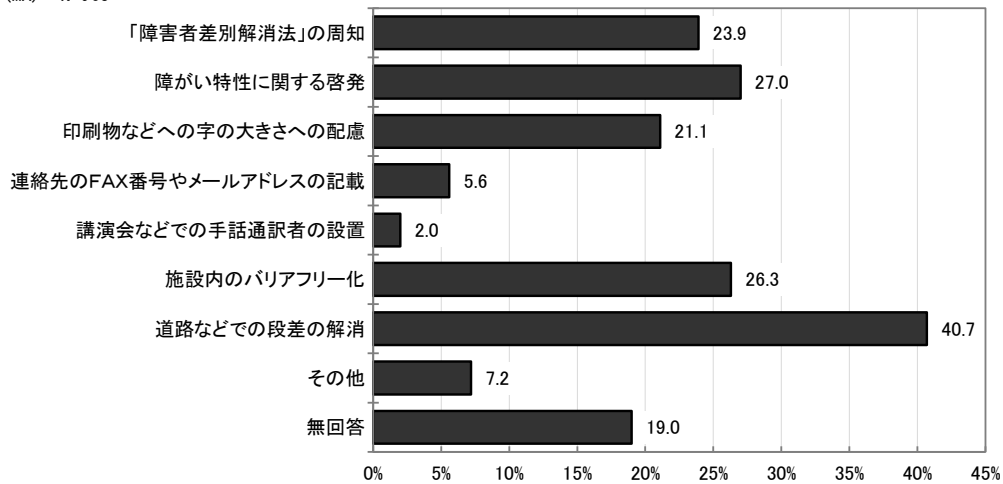


### ③ 生活支援について

より安心して暮らすには、道路環境の整備やバリアフリーなどの充実が高くなっていますが、広く市民に対しての周知・啓発、情報面での配慮などに関することも同様に高くなっています。

■ より安心して暮らしていくためにはどういった配慮や取り組みが必要だと思いますか。

(MA) N=965

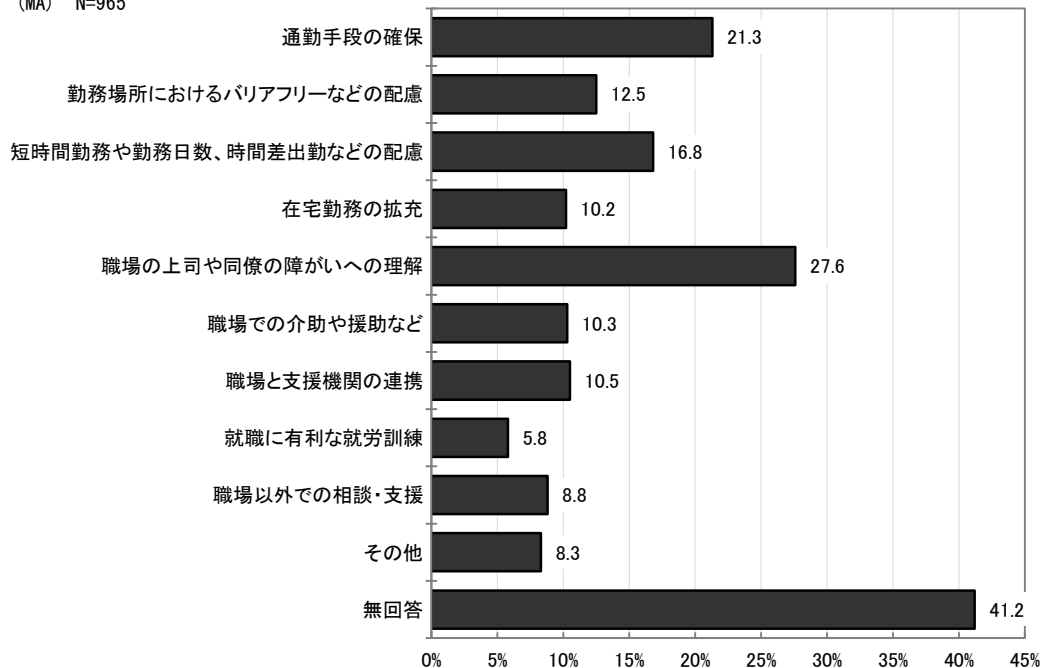


### ④ 就労について

障がい者の就労のために必要なことでは、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」が最も高くなっています。続いて「通勤手段の確保」となっています。

■ 障がい者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか。

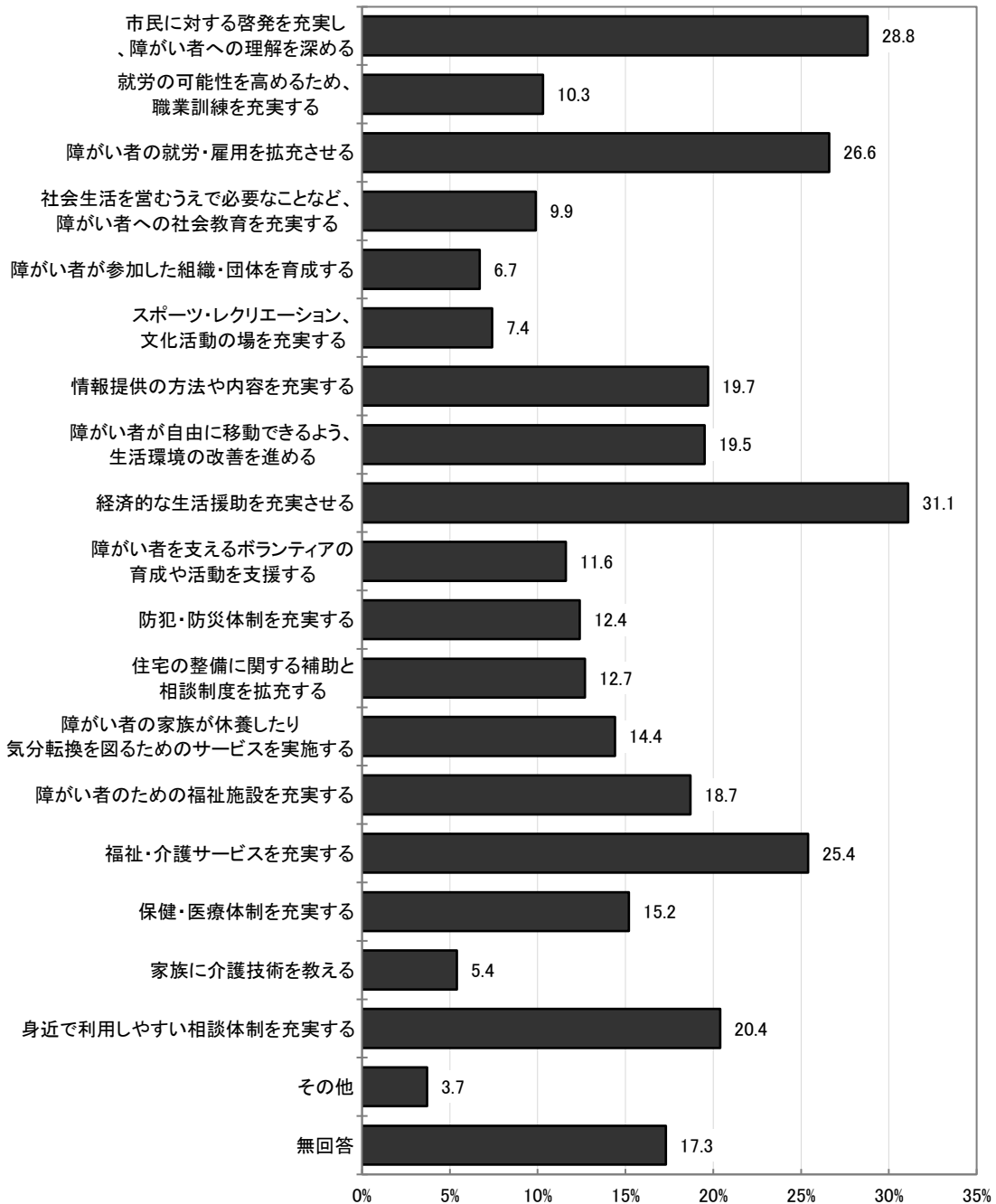
(MA) N=965



## ⑤ 市の障がい者施策について

「経済的な生活援助を充実させる」が最も高くなっています。次いで「市民に対する啓発を充実し、障がい者への理解を深める」「障がい者の就労・雇用を拡充させる」が高くなっています。

(MA) N=965





## 2. 善通寺市の障がい者を巡る課題

### (1) 地域共生社会の実現と障がい者の社会参画

平成29年の社会福祉法の改正により、本市においても「我がごと・丸ごと」の地域共生社会の実現が求められています。また、障害者差別解消法では障がいを理由とする不当な差別の禁止や、合理的配慮の提供を定めており、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの尊厳が保障される共生社会に向けた取り組みが始まっています。

こうした中、障がいのある人であっても、積極的に地域社会に参画し、生きがいを持って生活していける社会づくりが求められています。

地域住民の理解や見守り活動、ボランティア活動などの活性化をはじめとして、障がいのある人自身の活動意欲の向上、旅行や買い物といった当たり前の暮らしの楽しみが得られる社会づくりを進める必要があります。

### (2) 知的、精神、発達障がい者への支援の充実

近年、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しており、心の問題を中心とした支援のあり方が課題となっています。

また、発達障がいのある人が身近にいることが当たり前となりつつある中、周囲の理解の促進や、学校教育などでの合理的配慮が求められています。発達障がいのある子どもについては、保護者の理解や支援が重要な問題となっており、早期の療育につなげるためにも早期の保護者へのアプローチが必要となっています。

### (3) 障がいのある人への理解の促進

地域住民の障がいのある人への理解の促進が、障がいのある人のアンケートからも課題として取り上げられています。また、就労や学校生活などのあらゆる面で、障がいや障がいのある人への理解の促進が状況の改善につながることを示されています。

また、全国的に人口減少が進む中、福祉に携わる人材を確保し、福祉制度の持続可能性を高めることが求められています。地域住民の福祉意識の向上や福祉の仕事についての理解を深めることは、重要な課題となっています。

## 第3章 施策体系

---

### 1. 計画の基本理念

前計画の考え方を引き継ぎ、第4次善通寺市障がい者福祉基本計画においても、引き続き基本理念を次のように定めます。

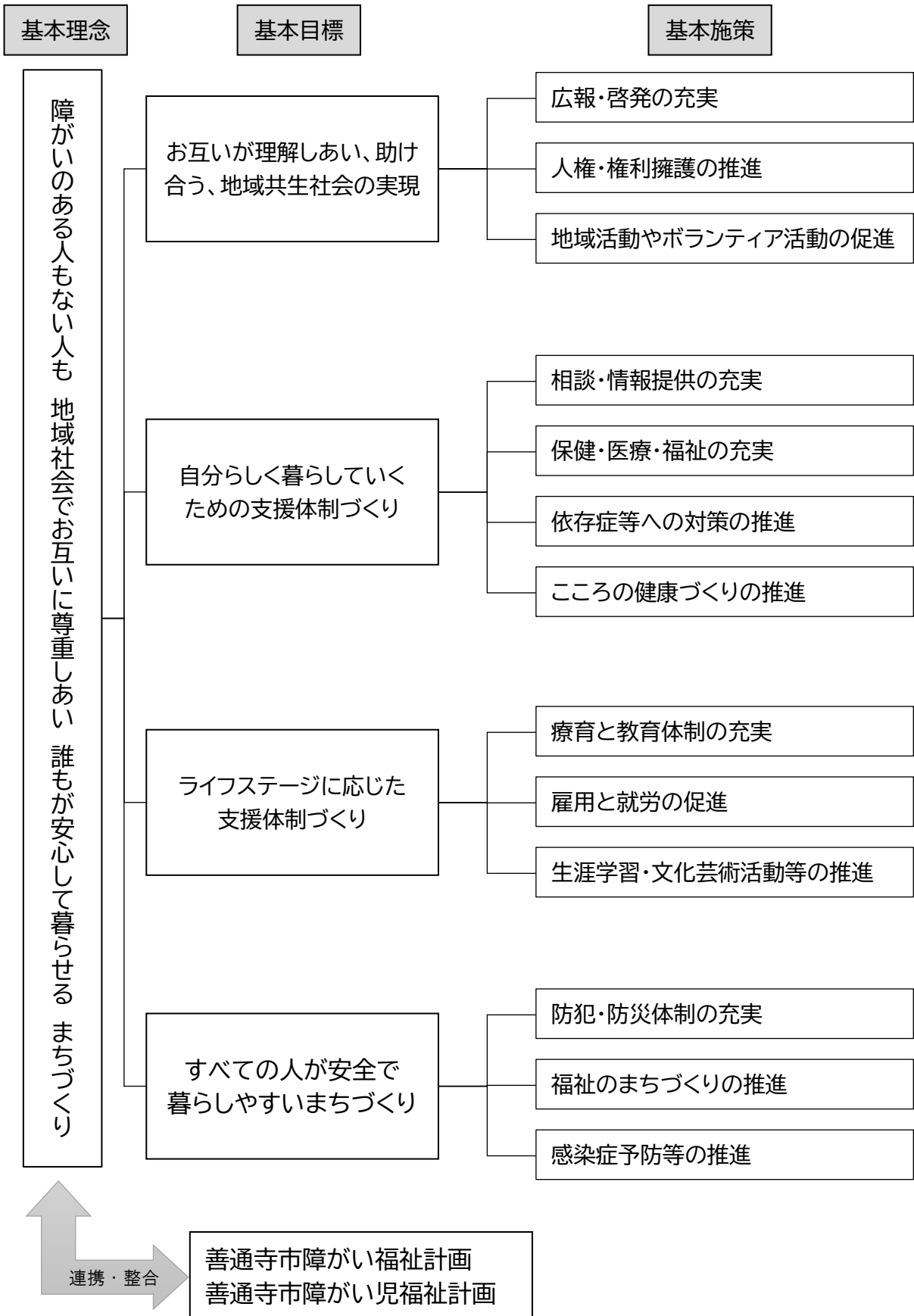
**障がいのある人もない人も 地域社会でお互いに尊重しあい  
誰もが安心して暮らせる まちづくり**

### 2. 計画の基本目標

本市の障がい福祉の理念を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。

- (1) お互いが理解しあい、助け合う、地域共生社会の実現
- (2) 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり
- (3) ライフステージに応じた支援体制づくり
- (4) すべての人が安全で暮らしやすいまちづくり

### 3. 計画の体系図



## 第4章 施策の展開

### 1. お互いが理解しあい、助け合う、地域共生社会の実現

平成29年の社会福祉法の改正により、すべての福祉の共通理念として「地域共生社会」の実現をめざしています。地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

そのために、地域住民の理解を促進するための広報・啓発、障がい者の権利や人権の尊重、障がい者を巡る地域活動やボランティア活動を促進する施策等に取り組みます。

#### (1) 広報・啓発の充実

##### ① 広報・啓発の促進

市の広報誌を利用した広報・啓発活動を継続的に行うとともに、国・県などのパンフレットや冊子、ポスター等を有効に活用していきます。

また、インターネットによる情報提供についても、定期的な見直しや更新をしながら最新の情報を提供していくよう努めます。

##### <具体的事業例>

- 「広報ぜんつうじ」、冊子、パンフレットによるわかりやすい広報・啓発
- 声の広報の利用促進
- インターネット(ホームページ)への適切な情報の掲載
- ポスターの掲示による啓発の促進(障がい者の日・障がい者週間・知的障がい者福祉月間・精神保健普及運動・障がい者雇用促進月間など)

##### ② 交流・ふれあいの促進

健康と福祉のイベントなど、市内で行われる行事に誰もが参加できるようイベントの企画及び支援を行います。

また、「仲多度・善通寺地区ふれあいスポーツ祭り」を継続的に実施し、積極的な周知を行います。

##### <具体的事業例>

- イベントの企画及び支援による障がいの有無にかかわらず交流・ふれあいの促進
- 仲多度・善通寺地区ふれあいスポーツ祭りの実施

### ③ 障がい者への理解の促進

住民の意識啓発を行うとともに、身体・知的障がいへの理解の促進だけでなく、精神・発達障がいに対する理解を深めるために啓発をしていきます。

また、職員などの一層の資質向上のために当事者や団体との交流を通じて、真のニーズを捉えるよう努めます。

#### <具体的事業例>

- 住民の意識啓発による障がい者への理解の促進

## (2)人権・権利擁護の推進

### ① 権利擁護の取り組みの推進

近年、消費者問題がより複雑化する中で、障がい者が被害に遭わないよう、あらゆる機会を積極的に活用して、消費生活情報の提供や啓発・教育の推進及び成年後見制度の周知及び支援体制の強化に努めます。

また、判断能力に不安のある人を対象に、福祉サービスの利用支援・日常的な金銭の管理の支援・大切な書類の預かり(年金証書・印・通帳など)の支援を行う日常生活自立支援事業の推進に努めます。

#### <具体的事業例>

- 成年後見制度の周知及び支援体制の強化
- 日常生活自立支援事業の推進
- 関係機関と連携した金銭詐取の防止強化

## ② 障がい者に対する虐待の防止

虐待は被害者の心と身体を深く傷つける重大な人権侵害であり、根絶に向けた取り組みを強化していく必要があります。

障がい者虐待については、依然として全国的に虐待事案が発生している状況にあり、今後は虐待の防止とともに、虐待の早期発見及び迅速かつ適切な対応ができるよう、体制の強化に努めます。

### <具体的事業例>

- 障がい者虐待の防止に関する周知・啓発
- 虐待の防止及び虐待への対応の強化
- 研修や講習会等への職員の積極的な参加

## ③ 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者が地域で安心して暮らすためには、周囲からの理解及び配慮が必要です。

市民の障がいに対する理解を深めるために、広報誌やパンフレットなどを活用し、障がいに対する正しい認識や、障害者差別解消法等の周知に努めます。

### <具体的事業例>

- 障害者差別解消法の周知啓発
- 障がい者への合理的配慮の提供

## (3) 地域活動やボランティア活動の促進

### ① ボランティア活動の促進

市民ニーズが多様化する中で、地域住民の参加・参画により、自由かつ継続的に安定した活動が行われるよう、社会福祉協議会と連携してボランティアの情報提供及び共有や人材育成を図ります。

### <具体的事業例>

- ボランティア・市民活動センター事業(仮称)の実施

## ② 団体及び家族会との協力

市内で活動する団体及び家族会と協力し、連携することにより地域における福祉活動の強化を図ります。また、ピアサポート活動の実施に対し協力することで当事者同士による理解や支え合いを促進し、地域で生活する障がい者のネットワークづくりをめざします。

### <具体的事業例>

- 障がい者福祉団体及び家族会との協力
- 障がい者の家族に対する研修の実施及び財政支援

## ③ 見守りネットワークづくりの推進

障がい者の地域や家庭での孤立を防ぐため、疾病や障がいに対する理解を深めるとともに、自治会などの地域組織、民生委員・児童委員との連携及び協力体制の確保により、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう見守りネットワークづくりの推進を図ります。

### <具体的事業例>

- 障がい者支援の組織づくり
- 自殺防止対策の実施
- 見守りサポーター登録者増加に向けた周知・啓発及び登録者への訓練の実施

## 2. 自分らしく暮らしていくための支援体制づくり

障がいの有無にかかわらず、生活を営んでいくうえで、心身の健康保持は重要です。

障がい者の生活やサービス利用等に関する相談支援体制を充実するとともに、多分野が連携した包括的相談支援体制の整備を進めます。

また、障がい者の特性に応じた保健医療施策の充実を図るとともに、現在行われている福祉サービス制度の適切な運用及び周知を図り、保健・医療・福祉が一体となった総合的な体制づくりをめざします。

さらに、国の基本指針で新たに示された依存症等への対策について、施策の検討を進めます。

### (1) 相談・情報提供の充実

#### ① 包括的相談支援体制の整備

障がい者やその家族等からの総合的・専門的な相談に対応できるよう、近隣市町及び関係機関と連携しながら相談支援体制の整備に取り組むほか、必要な支援が届いていない相談者については、関係機関と連携して支援につなげます。

##### <具体的事業例>

- 相談内容にかかわらず受け止める一体的な相談支援の実施
- 相談者に対するアウトリーチ等を通じた継続的な支援の実施

#### ② 相談支援体制の充実及び円滑な運営

障がい者やその家族が身近な地域において適切な相談支援が受けられるよう、主に相談支援事業所「ふらっと」「はなぞの」との連携を強化し、関係機関と協力しながら、より一層の相談支援体制の充実をめざします。

##### <具体的事業例>

- 関係機関と連携した相談支援、療育訪問指導などの実施



## (2) 保健・医療・福祉の充実

### ① 疾病の予防及び早期発見

市民一人ひとりが健康でいきいきとした生活を送るために、疾病の早期発見・早期治療は重要です。そのため、各種検診を実施するとともに、受診率向上に向けての取り組みを行います。

また、各種がん検診や特定健康診査等において、必要に応じて保健師による訪問指導を行うなど、フォロー体制の充実に努めます。

#### <具体的事業例>

- 人間ドック・各種がん検診の実施
- 保健師による検診後精密検査未受診者を訪問指導
- 特定健康診査の実施
- 特定保健指導終了後のヘルスアップフォロー事業の実施
- 健診や保健に関する情報の周知

### ② 医療の充実

病状や状況に応じた治療、障がいの実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、市内の医療機関や相談支援事業所、周辺の市町及び県との連携により、広域的な医療体制の整備を図ります。

また、広報誌やパンフレット等により、自立支援医療や重度心身障害者医療制度などの医療費公費負担制度の周知に努めます。

#### <具体的事業例>

- 自立支援医療(更生・育成・精神)の実施及び周知
- 重度心身障害者医療制度の実施及び周知
- 医療に関する情報提供の充実
- 医療機関との連携によるリハビリテーションのできる施設の活用

### ③ 総合的な障がい福祉の充実

国の動向等を踏まえ、市では「障がい者福祉基本計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の三計画を一体的にとりまとめた計画を策定し、本計画の基本理念の実現に向け、関係機関等との連携を図るとともに、中讃西部地域自立支援協議会等での協議等により、各種施策を推進します。

また、障がいの種類や程度に応じて、日常生活の支援や就労等の自立支援まで、一体的な相談支援を行うよう努めます。

精神障がいのある人の包括的ケアシステムの構築をはじめ、複合的な支援が必要な重度身体障害者の包括支援など、必要に応じたサービスの充実を図ります。

#### <具体的事業例>

- 「障がい者福祉基本計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の策定及び実施
- 障がい者の自立に向けた相談支援体制の充実
- 精神障がい者を対象とした地域包括ケアシステムの構築
- 重度身体障害者包括支援などの専門的な支援への対応

### (3) 依存症等への対策の推進

#### ① 薬物・アルコール、ギャンブルなどの依存症への対応

依存症は、脳機能の異常によるコントロールの障害であり、本人の意思や我慢によって解決できるものではなく、回復のためには継続的な治療や支援が必要です。

偏見や誤解を受けやすい依存症について、市民が正しい知識を得られるよう周知・啓発を行い、依存症者や家族に対する適切な治療・支援につながるよう依存症対策を推進していく必要があります。

#### <具体的事業例>

- 依存症に関する関係職員を対象とした研修の実施
- 広報誌やパンフレットにおける依存症対策及び相談機関・医療機関等の周知
- 当事者団体等と連携した本人及び家族への支援

#### (4)こころの健康づくりの推進

##### ① 精神保健福祉対策の推進

相談支援事業所「はなぞの」等と連携をとりながら精神障がい者又は心に病を持つ人に対し、相談体制の整備に努めるとともに、障がい福祉サービスの適切な実施を図ります。

また、精神通院医療についても相談を受ける際に案内し、医療を受けられるような体制づくりを推進します。

###### <具体的事業例>

- 精神保健福祉相談の充実
- 精神通院医療費の助成
- ひきこもり等への支援方法の検討

##### ② 専門職の人材確保

市に精神保健福祉士等の人材を継続して配置し、精神障がい者が安心して地域で暮らすことができるよう、相談体制を充実していきます。

###### <具体的事業例>

- 精神保健福祉士等の配置

### 3. ライフステージに応じた支援体制づくり

障がいや心身の発達状況、疾病などを早期に発見し、適切な療育等につなげることが、すべての対策の第一歩になります。そのための必要な療育・教育体制を整えます。また、保護者の理解と適切な行動を促すためのペアレントトレーニングなどの取り組みを支援します。

障がい者が自立した生活を送るためには、就労の機会の確保等が必要となります。そのため、各関係機関が連携を図りながら、総合的に障がい者の就労の機会の確保に努めます。

令和3年の東京オリンピック・パラリンピックを契機に、障がい者のスポーツや様々な文化的活動、生涯学習等に関心が高まっています。これらの人生を豊かにする取り組みについて、機会の提供や活動支援に努めます。

#### (1) 療育と教育体制の充実

##### ① 早期療育及び相談体制の充実

障がいの早期発見から早期療育への対応を行い、障がいのある子どもができるだけ早い段階で適切なサービスを受けられるよう、教育・福祉・保健・医療等の関係機関が連携し、保護者や障がいのある子どもの状態に応じた相談支援が行えるような体制整備に努めます。

#### < 具体的事業例 >

- 子どもの発達に関する相談体制の充実及び普及啓発
- 乳幼児健診事業による早期支援対応の充実
- 就学までの流れや就学相談についての説明会の実施
- 関係機関の連携強化(サポートファイルの活用)
- 相談支援事業所や児童通所支援事業所等との連携強化

## ② 障がいのある児童の教育の充実

障がいのある児童の心身の状況を正確に把握するとともに、教員及び保育士等の障がいのある児童に対する理解を深め、発達が促進されるよう努めます。また、保育所等についてはバリアフリー化が完了していますが、学校施設等においても、引き続き教室の段差の解消・スロープの設置などを行う等、適切な施設整備に努め、障がいのある児童の受け入れを促進します。さらに、関係各課、相談支援事業所及びスクールソーシャルワーカー等との連携により相談窓口の充実を図ります。

### <具体的事業例>

- 障がいのある児童の受け入れ促進
- 学校施設等のバリアフリー化の推進
- 特別支援教育支援員研修会、特別支援教育コーディネーター研修会

## ③ 発達障がいのある子どもに対する支援

学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)・高機能自閉症などの発達障がい等を含む特別支援教育を適切かつ効果的に進めるため、若年教員を中心とした確保及び育成研修に努めます。また、発達障がいについて理解を深めるため、家族会の活動を支援するとともに広報等による啓発を図ります。

### <具体的事業例>

- 専門知識を持つ教員及び保育士等の育成・確保
- 特別支援学級派遣事業
- 発達障がいに関する広報・啓発の促進
- 家族会への支援
- 特別支援教育支援員研修会、特別支援教育コーディネーター研修会

## ④ 障がい者(児)への理解の促進

子ども・家庭支援センターの機能を充実させ、障がい者(児)と児童の交流会や季節行事等を通じて、交流の機会を増やし、身体障がいのみならず精神・知的障がいに対する理解を深めていくとともに、障がい者(児)とのコミュニケーション方法の取得など小・中学生の福祉体験を充実させ、心のふれあう福祉のまちづくりを進めていきます。

### <具体的事業例>

- 児童デイサービス(障害児通所支援事業)
- 社会教育による障がい者(児)への理解の促進

## ⑤ 障がいや発達に対する保護者の理解の促進

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたペアレントトレーニング等の充実により、保護者への理解の促進、支援を進めます。

### <具体的事業例>

- ペアレントプログラムやペアレントトレーニングへの支援

## (2) 雇用と就労の促進

### ① 雇用の啓発と関係機関との連携

公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センター、地域活動支援センターなどの関係機関と連携して、事業主に対し、障がい者雇用に関する助成金制度や法定雇用率制度等の各種制度の周知を図ります。また、障がい者が安心して働くことができるよう、職場の上司、同僚等に対する障がい者理解の啓発に努めます。

### <具体的事業例>

- 関係機関と連携した障がい者雇用に関する啓発の実施

### ② 障がい者雇用の促進

障がい者と事業所との相互理解を深めながら障がい者の職場定着の促進のため、ジョブコーチ(就労援助指導員)制度の活用やワークシェアリングなどの就労のあり方を公共職業安定所及び障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と検討していきます。また、就労の場の選択肢拡大をめざし、自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成を継続していきます。

### <具体的事業例>

- 関係機関と連携した障がい者の職場定着の促進
- 自動車運転免許取得費・自動車改造費の助成

### ③ 福祉就労の場の確保と支援

事業所と連携して、就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型・B型)の利用促進を図るとともに、地域に密着した幅広い活動ができるよう、地域活動支援センター等に対し、法制度に基づき運営費等の支援を行っていきます。

また、イベント等において障がい者施設製品を販売することによって事業所を支援していきます。

#### <具体的事業例>

- 就労移行支援事業、就労継続支援事業の利用促進
- 地域活動支援センターなどへの支援
- 障がい者施設製品の販売支援

### ④ 障がい者優先調達推進

障害者優先調達推進法に基づき、優先調達が可能な物品・サービスの把握に努めるとともに、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入(調達)を推進します。

#### <具体的事業例>

- 障がい者就労施設等に対する積極的な発注、購入

## (3)生涯学習・文化芸術活動等の推進

### ① レクリエーション・文化芸術活動の推進

障がい者の技能の向上を図るため、文化活動を実施する団体等と協力していきます。また、レクリエーションイベントや文化芸術活動を通し、障がい者とのふれあいによるお互いの理解の促進をめざします。

#### <具体的事業例>

- 文化活動への協力
- レクリエーションイベントやサークル活動等の実施

## ② 読書環境の充実

図書館利用に係る体制の整備や視覚障がい者等が利用しやすい書籍の充実、図書館サービス人材の育成などに努めます。

### <具体的事業例>

- 利用しやすい電子書籍等の普及及び書籍の充実と、継続的な提供
- 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた読書環境の配慮

## ③ スポーツの振興

文化芸術活動、スポーツを行うことのできる環境づくりを進め、障がい者のスポーツ大会等への参加を促します。

### <具体的事業例>

- スポーツ大会等の財政的支援

## ④ 社会参加の機会の提供

車いす利用等の障がい者や、その家族の方を中心に広く市民に対して、市内の公共施設設備や介護・福祉施設等を効果的に利用できる情報を提供するために作成した「ふくしまップ」の周知を図り、障がい者の社会参加の推進や障がい者に対する理解への啓発・広報を推進します。

### <具体的事業例>

- ふくしまップの啓発・広報



## 4. すべての人が安全で暮らしやすいまちづくり

近年多発する大規模災害等により、障がい者をはじめとする災害時に支援を必要とする人たちへの対応が課題となっています。また、消費者トラブルなども課題となっていることから、日常生活や災害時での安全・安心な体制づくりを進めます。

また、ユニバーサルデザインのまちづくりをはじめ、各種バリアフリーの施策に、当事者の意見を尊重しながら、引き続き取り組みます。

さらに、近年世界的な流行を見せている新型コロナウイルスなどの感染症により、新しい生活様式が普及するなど、暮らしが様変わりしていくことから、それらへの対策を体系的に進めます。

### (1) 防犯・防災体制の充実

#### ① 防犯対策や交通安全の促進

地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。

また、歩道の段差や電柱等の障害物により歩行者が安心して歩行できない状況の改善を進めるとともに、障がい者誘導ブロックや信号機、照明灯の交通安全施設について関係機関と協議を行いながら、市民のニーズにあった整備を推進します。

##### <具体的事業例>

- 防犯対策相談
- 障がい者の移動手段の検討
- 身体障害者移動支援事業の実施

#### ② 障がい者に配慮した防災・緊急対策の推進

現在、市内8地区すべてに自主防災会が設立され、各地区の自主防災会による自主防災訓練が実施されています。今後は、自主防災組織との連携や若い世代の参加や育成に重点を置いた取り組みを推進します。

また、福祉避難所の充実を図るとともに、障がい者に配慮した避難所運営についての理解の促進を図ります。

##### <具体的事業例>

- 自主防災組織との連携等による災害時要援護者支援の充実
- 障がい福祉サービス等と連携した福祉避難所の充実
- 障がい者に配慮した避難所運営への理解の促進

## (2)福祉のまちづくりの推進

### ① ユニバーサルデザインのまちづくり

「善通寺市立地適正化計画」に基づき、良好で面的な住環境の整備と回遊性のあるまちづくりに取り組むため、住環境整備の担い手育成を図りながら、ユニバーサルデザインにも配慮した空間の創出に努めます。

#### <具体的事業例>

- 誰もが生活しやすいまちの環境づくり
- 景観とバリアフリーの融合への配慮
- 点字や音声、多言語などによるわかりやすい情報提供の充実

### ② 道路や公共施設のバリアフリー化

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、公共施設の利用や移動の円滑化に伴うバリアフリーに関する整備・改修を進め、歩きやすい環境の創出や回遊性のあるまちづくりをめざします。

#### <具体的事業例>

- バリアフリー基本構想の策定
- 歩道整備、障がい者誘導ブロックの整備の推進
- 公共施設のバリアフリー化の推進

### ③ 心のバリアフリー化

障がいのある人の立場を理解しようとせず、適切な行動を行わないことで、円滑な移動や情報入手が困難になり、平等な社会参加の機会が確保されず、差別を受ける人たちがいます。そのことに気づき、すべての人が社会に参加できるように意識を改め行動で示し続けることが心のバリアフリー化です。

すべての人が配慮を必要としていることを忘れず、思いやりのあるまちづくりを推進します。

#### <具体的事業例>

- ヘルプマークを配布し、障がいのある人への配慮について啓発する

#### ④ 制度のバリアフリー化

障がいがあることが原因で制度の利用ができなかったり、情報が手に入らなかったりすることがないように、わかりやすい様々な手段による情報提供を推進します。

##### <具体的事業例>

- 声の広報による視覚障がい者への情報支援
- 福祉便覧の配布
- 困りごとや相談を聴き、解決に向けて助言やアドバイスをする相談員の設置

#### ⑤ まちづくりに対する障がい者の意見の検討

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、障がい者や障がい者に関わる人などからも、まちづくりに関する意見を求め、検討するとともに施策に反映できるよう、とり入れていきます。

##### <具体的事業例>

- まちづくりに対する障がい者の意見の検討

### (3) 感染症予防等の推進

#### ① 感染症予防の生活様式への対応

新型コロナウイルスや、インフルエンザウイルスなどの感染症に対する感染予防の重要性などについて、各種広報媒体を通じて、情報の広報・啓発に努めます。

また、障がい者とその家族、支援者を感染から守るために、日常生活において、それぞれの生活に合った「新しい生活様式」の実践を図ります。

##### <具体的事業例>

- 新しい生活様式の普及・促進

#### ② 公共施設・福祉サービス事業等における感染症対策

公共施設や福祉施設等において、感染症予防に向けて情報の提供や共有を図るとともに、消毒液等の設置や感染症対策用品の設備、備蓄の充実、さらには施設内での混雑や密着を避けるための方策など、地域を集団感染から予防する取り組みを進めます。

##### <具体的事業例>

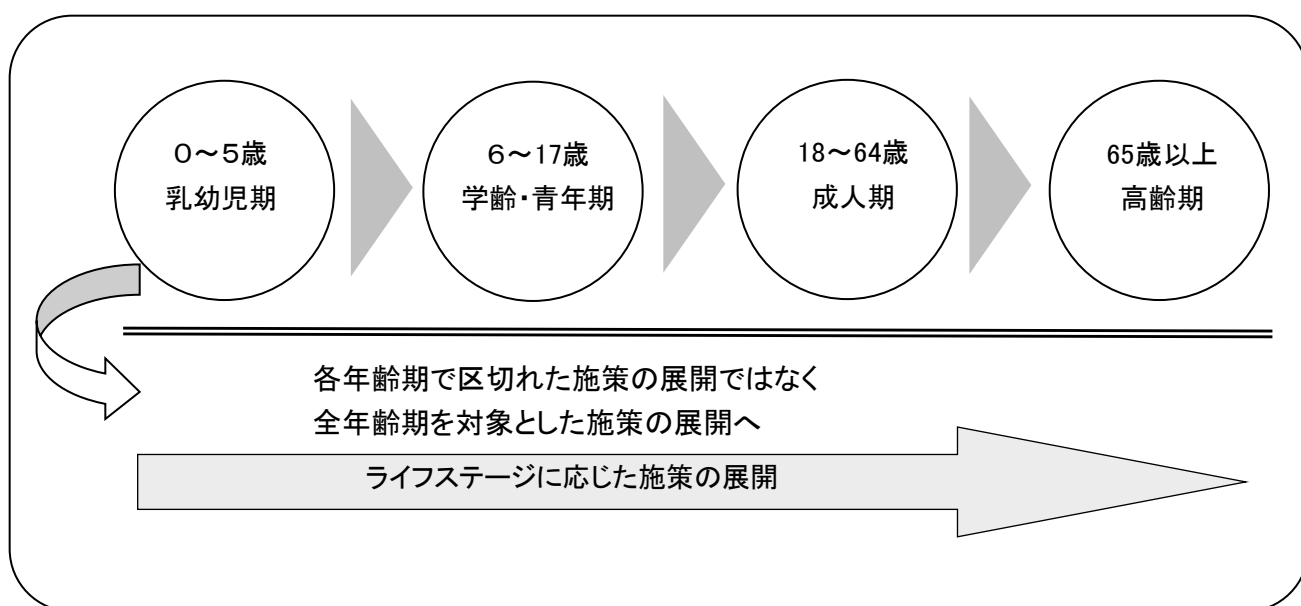
- 福祉施設等における感染症予防対策の支援
- 公共施設における感染症予防対策の徹底

## 第5章 ライフステージごとの施策展開

### 1. ライフステージにおける考え方

障がい者を取り巻く状況は人により様々であり、障がいの状況や年齢においても必要な支援は異なっていくため、多様な視点においてきめ細かく施策展開を図っていく必要があります。そのため、乳幼児期から高齢期にいたるまで、障がい者のライフステージに応じた施策整理を行い、区切れのない施策を展開します。なお、本計画におけるライフステージの年齢区分はあくまでも一般的な指標であり、障がい種別や障がいの状況などによっても様々な観点がありえます。

#### ■ライフステージにおける考え方のイメージ図



## 2. ライフステージごとの施策展開

### (1) 乳幼児期(0～5歳)【生まれてから小学校入学の時期】

主な支援	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 障がいの早期発見・早期療育の推進</li><li>■ 発達障がいに対する相談・支援の充実</li></ul>
------	--

生まれてから小学校入学頃までの乳幼児期においては、子どもにとって育成・療育の大切な期間です。障がいや発達障がいなどの早期発見の視点が重要であり、また、保護者への支援や障がい理解の促進なども重要なテーマとなります。障がい状況の見極め等について、医療・保健機関、保育所・幼稚園など多くの関係機関の連携が必要であり、障がい児及び保護者を支援するための仕組みづくりや、発達障がいに対する理解の促進、相談・支援の早期対応も大切です。

乳幼児期における医療・療育体制の一層の充実を図るとともに、保育所や幼稚園との連携、保育機能の強化、保護者等への相談・情報提供体制の充実等を進めます。

### (2) 学齢・青年期(6～17歳)【学びの時期で、人との交流が増える時期】

主な支援	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 乳幼児期からの支援の円滑な移行</li><li>■ 学校における受け入れ体制の整備促進</li><li>■ 障がいに応じた適切な教育体制の充実</li></ul>
------	---

学齢・青年期は、障がい児において家庭とともに学校の位置づけが大きくなり、保護者や支援者以外とのつながりも深まっていく時期です。そのため、障がい児と保護者が安心して学校生活に入ることができるよう支援していくことが大切です。また、学齢期においては学校の役割がきわめて大きく、それぞれの障がい児がその障がい特性に応じて適切な教育を受けることができるよう、受け入れ体制を整えておくことが重要です。

学齢期においては、乳幼児期の支援ネットワークからの円滑な移行を図るための学校の連携体制の強化を図ります。また、障がい児に配慮した学校施設の整備やインクルーシブ教育の推進に向けて、学校教職員の資質の向上、生徒や保護者の理解の促進、バリアフリーの学校づくりに取り組みます。

### (3) 成人期(18～64歳)【地域社会の中で自立が求められる時期】

<b>主な支援</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 地域社会が一体となった支援体制の強化</li><li>■ 就労支援体制の充実</li><li>■ 障がい福祉サービスの充実</li></ul>
-------------	---

成人期は、障がい者それぞれの状況に応じてサービスや支援を活用しながら、地域生活や就労などにおいて、主体的な人生を自らが切り開いていくことが重要です。また、この時期には親の高齢化などもあり、独立して人生を歩むことが大きな課題となります。そのため、地域において安心して生活ができるよう、地域社会が一体となった支援体制づくりが重要であるとともに、障がい者自身が地域社会に参加し、社会の中で自立するための就労支援やいき場のない人の受け皿となるセーフティネットの整備が必要です。

また、酒、たばこ、ギャンブルなどへの依存症が生活に与えるデメリットについての情報提供を行い、依存症からの脱却を支援することによって、将来の様々な障がいや生活レベルの低下を抑制することが求められています。

成人期においては、障がい者が地域に参加し、自立した生活を送ることができるように、各種サービスの充実や障がい者への相談・情報提供体制の充実、就労支援、生涯学習や文化・芸術・スポーツ活動の推進、社会参画に向けた支援、権利擁護、依存症対策など多様な取り組みを推進します。

### (4) 高齢期(65歳以上)【加齢に伴う心身の変化が生じる時期】

<b>主な支援</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 高齢者保健福祉・介護保険サービスとの連携</li><li>■ 地域での見守り体制の充実</li></ul>
-------------	---

高齢期は、障がいに加えて、加齢に伴う心身の変化が生じてきます。そのため、サービスの利用においては介護保険サービス等との連携も重要になり、障がい者が高齢期になっても安心して地域生活を送ることができるように、高齢者に関する保健・福祉や介護保険事業等のサービスの充実が必要です。

したがって、高齢の障がい者が安心して地域の中で生活ができるよう、相談や情報提供体制の整備を図るとともに、適切なサービスの提供や権利擁護、地域の見守りネットワークの充実などに取り組む必要があります。

(5)ライフステージ全体を通しての施策

主な支援	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 障がいや障がいのある人への理解の促進・啓発</li><li>■ ボランティアや地域支援活動の促進</li><li>■ 障がいのある人にやさしいまちづくり</li><li>■ 障がいのある人を交えた、みんなの意見や考えの尊重</li></ul>
------	---

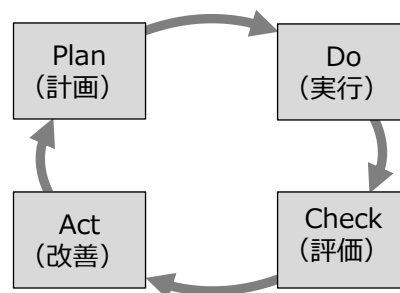
ノーマライゼーション、バリアフリーの考えのもと、障がい者のライフステージを通して一生涯安心して暮らしていけるよう、地域共生社会の実現をめざします。

## 第6章 計画の推進

---

### 1. 計画の進行管理

PDCAサイクルの考え方（右図参考）のもとで、年に1回以上、専門部会等において、達成指標として掲げた内容等を中心とした実績の報告を受け、障がい者施策等の動向も踏まえた分析及び評価を行い、必要に応じた計画の見直しを行います。



### 2. 連携体制の充実

本市では、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野において、関係各課との連携・調整を図ります。また、香川県、近隣市町、中讃西部地域自立支援協議会や各サービス提供事業所等との連携のもとで、地域の障がい福祉支援体制等の課題を共有し計画を推進していきます。



# 資料編

---

## 1. 善通寺市障がい者福祉基本計画等策定委員会設置要綱

### 善通寺市障がい者福祉基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく善通寺市障がい者福祉基本計画及び障がい者計画並びに児童福祉法第33条の20に基づく障がい児福祉計画の策定にあたり,その内容を検討するため,善通寺市障がい者福祉基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は,次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 善通寺市障がい者福祉基本計画及び善通寺市障がい者計画並びに善通寺市障がい児福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は,委員15人以内で組織する。

2 委員は,次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者
- (3) 障がい福祉分野に関わる行政機関職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は,委嘱の日から第2条に規定する所掌事項(以下「所掌事項」という。)を完了するまでとする。

2 補欠の委員の任期は,前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き,委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は,会務を総理し,委員会を代表する。

3 副委員長は,委員長を補佐し,委員長に事故あるとき又は欠けたときは,その職務を代理する。

(報償費)

第6条 第3条第2項に規定する委員に支給する報償費の額は、日額7,900円とする。ただし、委員長に定められたものについては、日額8,600円とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項第3号の委員には、報償費の支給はしない。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(最初の委員会招集)

2 この要綱による最初の委員会は、第7条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、所掌事項が完了したとき、その効力を失う。

## 2. 善通寺市障がい者福祉基本計画等策定委員会委員名簿

	氏名	役職等	区分
委員長	田中慎治	善通寺希望の家施設長	関係団体
副委員長	西谷清美	四国学院大学教授	学識経験者
委員	岩本正博	善通寺市医師会会長	学識経験者
委員	森江清文	善通寺市民生委員児童委員協議会会長	関係団体
委員	豊田笑子	善通寺市障がい児(者)父母の会代表	関係団体
委員	深山隆彦	すまいる管理者	関係団体
委員	村井美保	善通寺市社会福祉協議会事務局か	関係団体
委員	町田知子	善通寺市身体障害者相談員係長	関係者
委員	市崎弥生	善通寺市知的障害者相談員	関係者
委員	法兼聖二	善通寺市防災管理課課長	関係行政機関
委員	早崎和代	善通寺市子ども課課長	関係行政機関
委員	林奈津子	善通寺市与北小学校養護教諭	関係行政機関

第4次善通寺市障がい者福祉基本計画

発行年月 令和3年3月  
発行 善通寺市  
編集 善通寺市保健福祉部社会福祉課  
〒765-8503  
善通寺市文京町二丁目1番1号  
Tel 0877-63-6339  
Fax 0877-63-6355